省　令

○総務省令第百二十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項第八号及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の六第三項第六号を次のように改める。

六　消防用ホースは、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。

ロ　補助散水栓を設置する階における消防用ホースの長さは、補助散水栓のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。ただし、スプリンクラーヘッドが設けられている部分に補助散水栓を設ける場合にあつては、この限りでない。

第二十五条第三項第三号の次に次の一号を加える。

四　令別表第一(六)項ロ、(ま)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物（同表(ま)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）に設ける消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

第二十五条第四項第三号の次に次の一号を加える。

四　令別表第一(六)項ロ、(ま)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物（同表(ま)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）に設ける消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項第四号の規定の例によること。

附　則

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の六第三項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存する令別表第一(六)項ロ、(ま)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(ま)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、この省令による改正後の消防法施行規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○総務省令第百二十七号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　特定小規模施設　次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十三条第四項第七号ヘに規定する特定一階段等防火対象物以外のもののうち、延べ面積が三百平方メートル未満のものをいう。

イ　次に掲げる防火対象物

(1)　令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2)　令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3)　令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ロ　令別表第一(ま)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの

(1)　令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物

(2)　令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(3)　令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第三条第二項第二号ハ中「第二条第一号イ及びハ」を「第二条第一号イ(1)及びロ(1)」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○財務省令第六十四号

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四十九条の三及び第四十九条の四第一項並びに予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、契約事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

契約事務取扱規則の一部を改正する省令

契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（電磁的記録により作成する書類等の指定）

第二十八条　次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の三第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

一　契約書

二　請書その他これに準ずる書面

三　検査調書

四　第二十三条第一項に規定する書面

2　前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、総務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と各省各庁の官署に設置される入出力装置並びに契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。

3　第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の三第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（電磁的方法による請書等の提出）

第二十九条　法第四十九条の四第一項の規定により契約の相手方が第十五条に規定する請書その他これに準ずる書面を電磁的方法により提出できる場合は、前条第二項の規定により作成された電磁的記録を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合とする。

附　則

この省令は、平成二十六年三月三日から施行する。

○財務省令第六十五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の十二の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第八項第一号中「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項第二号中「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。